

## 平成30年度特定教育・保育施設等集団指導 質問事項に対する回答について

平成30年7月11日（水）開催

### 1 質問の件数等

- (1) 質問をいただいた施設数      5施設  
 (2) 質問の件数                      10件

質問の区分	件数（件）
重要事項説明書について	6
利用者負担について	2
実地指導実施計画について	1
指導監査の方法について	1
合計	10

### 2 質問と市の回答

No.	区分	質問事項	回答
1	重要事項説明書	重要事項説明書は従来の「入園のしおり」としているが、保護者に配布していても、ファイリング(掲示)しておく必要はあるか。	<p>保育・教育の提供の開始に際しては、あらかじめ利用申込者に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示することが必要となります。</p> <p>なお、厚木市では、重要事項を記した文書について、壁に貼り出す方法以外に、利用者が見やすい場所にファイリングして周知することで代用することも可能としています。</p>
2		重要事項説明書に関して、現在「園のしおり」の名称で作成し、配布しているが、「重要事項説明書」である旨の明示をする必要はあるか。	<p>重要事項説明書に記載すべき事項が「園のしおり」等の書類で網羅されている場合には、名称を「重要事項説明書」に変更する必要はなく、また、必ずしも、重要事項説明書であることについて明示する必要はないと考えています。</p>

3		<p>重要事項説明書に記載する「職員の勤務体制」は、どこまで記載する必要があるか。</p>	<p>職員の勤務体制として、職員区分(職種)ごとの人数並びに常勤及び非常勤の人数をそれぞれ記載してください。</p>
4		<p>保護者に対して、重要事項説明書を交付して説明を行い、同意を得る際には、書面での同意を得る必要があるか。</p>	<p>利用者負担が実費徴収のみであれば、文書による同意までは求めておりませんが、内容について説明し、同意を得たということを書面で残すことは望ましいことと考えています。</p> <p>ただし、上乗せ徴収による利用者負担がある場合には、必ず書面で同意を得ることが必要です。</p>
5		<p>当園では、夏季スイミングを実施しています。受講料について、保育のしおり(重要事項確認書)に記載してあります。</p> <p>保護者から「保育のしおりに基づいた説明を受けました。」という形で書面により同意書をいただいておりますが、これまでどおりの同意の取り方でよいですか。</p>	<p>夏季スイミング料金は、「上乗せ徴収」に該当することから、書面による同意が必要となります。</p> <p>貴園の「保育のしおり」内に当該費用について記載し、かつ保護者への説明を行う場合にあっては、「保育のしおり(重要事項説明書)に基づいた説明を受けました。」といった形の同意(署名)を得ることで対応していただいても構いません。</p>
6		<p>当園では、年に数回、園外保育時にお弁当を保護者へ依頼しています。重要事項説明書に記載した方がよいですか。また、2019年度分からでもよいですか。</p>	<p>厚木市では、3歳以上児に対する園外保育や食育の一環として、保護者へ弁当の持参(月1回を限度)を求めることについて、保護者の理解が得られていることを前提として、認められるものと考えています。</p> <p>ただし、重要事項説明書へ当該事項について記載していただくとともに、同意を得ていただくことが必要です。</p> <p>御質問の重要事項説明書の記載時期に関しては、速やかに記載事項に追記していただき、御対応いただくことが望ましいと考えます。</p>

7	利用者負担	領収証の発行について、集金袋に受領印を押印する方法をもって代えることは可能か。	<p>集金袋により対応する場合には、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、領収証を発行したものとみなすこととします。</p> <p>ただし、希望する保護者には別途領収証を発行してください。</p> <p>1 集金袋に次の事項が記載されていること。</p> <p>(1) 支払者(保護者又は子どもの名前)</p> <p>(2) 施設等名</p> <p>(3) 領収額</p> <p>(4) 費用の内容 (○○代、○○料、○○費など)</p> <p>(5) 領収日</p> <p>(6) 領収印</p> <p>2 集金袋は、保護者に返却すること。(年度末又は卒園時など)</p>
8		集金については、集金袋を使用しています。その都度領収書を発行する形に変更した方がよいですか。	
9	実地指導実施計画	今後の予定を単年度でなく、数年分を提示してもらえないか。	実施計画は、対象となる施設の直近の運営状況などを踏まえて、年度毎に策定いたしますので、御理解ください。

10	指導監査の方法	<p>厚木市の確認監査と神奈川県<small>の</small>施設監査を一緒に実施していただくことは可能ですか。</p> <p>当日に準備する資料などの多さなどを考えると県と市の監査を一緒に実施していただけると事務処理上助かります。</p>	<p>市の確認監査は、県の施設監査とは別に実施することを考えております。</p> <p>ただし、県の実施計画で当該対象施設の施設監査の実施日時等が早期に示された場合については、県の施設監査に同行し、市の確認監査を実施することは可能かと考えています。</p>
----	---------	---	--